第二十号の三様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・草色)(第十条関係)

※処理事項	発信年月日	通信日付印	確認	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地 (本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)	(電話　　)	事業種目	
(ふりがな) 法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円 (　　)
		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
(ふりがな) 代表者氏名	(ふりがな) 経理責任者氏名	前期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの　事業年度分又は連結事業年度分　の市町村民税の予定申告書　※

摘要		税額
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(⑲の金額)	①	十億　百万　千　円 0 0
予定申告税額 $\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}\right)$	②	0 0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	0 0
この申告により納付すべき法人税割額　②－③	④	0 0
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
均等割額　円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	十億　百万　千　円 0 0
この申告により納付すべき市町村民税額　④＋⑥	⑦	0 0

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
		人
合計	⑧	

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細			この申告の期間	・　・
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑨	十億　百万　千　円 (　　)	前事業年度又は前連結事業年度の期間	・　・
			通算親法人の事業年度の期間	・　・
法人税割額	⑩		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	十億　百万　千　円
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪			
税額控除超過額相当額の加算額	⑫			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬			
外国の法人税等の額の控除額	⑭			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮			
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯			
納付すべき法人税割額　⑩－⑪＋⑫－⑬－⑭－⑮－⑯	⑰			
⑰のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱			
差引法人税割額　⑰－⑫－⑱	⑲			

指定都市に申告する場合の⑥の計算

区名	※区コード	月数	従業者数		均等割額
			人		円 0 0
					0 0
					0 0
					0 0
					0 0
					0 0
					0 0
					0 0
					0 0

関与税理士署名　　(電話　　)

第二十号の三様式(入力用)(用紙日本産業規格A4・草色)(第十条関係)

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	23 申告区分
			A		

法人番号	申告年月日			
24		年	月	日 42

11 B

前期末現在の資本金の額又は出資金の額	40	
	41	
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	42	
前期末現在の資本金等の額	43	

43		48	49		54	55 予備	68
事業年度又は連結事業年度							

11 B

01		0 0
02		0 0
03		0 0
04		0 0
05		
06		0 0
07		0 0

08	

11 B

	区コード	月数	従業者数		均等割額
50				51	0 0
52				53	0 0
54				55	0 0
56				57	0 0
58				59	0 0
60				61	0 0
62				63	0 0
64				65	0 0
66				67	0 0
68				69	0 0

第20号の3様式記載要領

1　この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。)の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

2　この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出すること。

3　※印の欄は記載しないこと。

4　「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

5　金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。

6　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

7　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2ロ若しくはハ(政令第45条の4において準用する政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第292条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

8　「 $\text{予定申告税額}\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}\right)②$ 」の欄は、当該事業年度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

9　「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。)の事業年度の期間を記載すること。

10　「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。